

2009年2月13日

原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
委員長 伊東 健次

答 申 書

2009年2月9日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2008年度諮問第1号（「2009年1月20日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の公開請求に対する取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、

「旅費申請・支払書」関係資料のうち、「個人情報」を非公開とすること。また、「市町村等識別情報」を含む情報は存否を明らかにしないで非公開とすること。なお、請求された資料には存否を明らかにできない資料が存在する可能性がある旨、請求者に示すこと。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求の内容 立地部職員の「旅費申請・支払書」の写し

（対象期間：2007年10月1日から2009年1月16日申請・審査完了分）

2. 上記公開請求に対する機構の説明 上記1の機構資料のうち、情報公開規程 別表第2「1. 個人情報」に該当する個人識別情報（ただし、公開することが慣行として確立しているものを除く）は非公開とし、その他の情報は公開する。

ただし、「情報公開規程別表第2及び第10の運用・解釈について」の「4. 事務又は事業に関する情報」の運用・解釈における想定資料の第1に該当する「市町村等識別情報」を含む資料については、規程第10条の規定により、資料の存否を明らかにしないで非公開とする。なお、規程第10条の適用対象となる「市町村等識別情報」を含む資料が存在するか否かに関らず、「請求のなされた機構資料中に、規程第10条の規定により、存否を明らかにできない資料が存在する可能性がある」旨を請求者に示すこととする。

3.当委員会の判断 上記 1 の機構資料には、情報公開規程 別表第 2「1. 個人情報」に該当する個人識別情報が記載されていることから、規程 8 条の規定により、部分公開とすることは、妥当である。また、上記資料には、その性質上、規程別表第 2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する「市町村等識別情報」があり得ることが認められ、当該情報が記載された資料が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である「市町村等識別情報」を公開することとなるものと認められることから、規程 10 条の規定により、存否を明らかにしないで非公開とすることは、妥当である。さらに、機構が請求者に対し、「請求のなされた機構資料中に規程 10 条の規定により、存否を明らかにできない資料が存在する可能性がある」旨を示すことは、請求者が公開を求めた機構資料の中に、存否を明らかにしないで非公開とする資料が含まれる場合があり得ることを伝えようとするものであり、適切であると判断する。

第 3 審議の経緯

- (1)2009 年 2 月 9 日 情報公開審査委員会に諮問
- (2)2009 年 2 月 13 日 第 18 回情報公開審査委員会で審議
- (3)2009 年 2 月 13 日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会
委員（座長） 加 藤 一 郎
委員 伊 東 健 次
委員 佐 藤 貴 夫